



大津町人権教育・啓発基本計画

(改訂版)

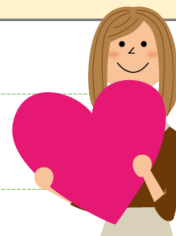
令和5年度～令和14年度

人権を尊重し
一人ひとりの個性と能力を
発揮できるまちづくり



1. 基本計画の意義

- (1) 人権をめぐる現状を明らかにする
- (2) 人権教育・啓発の取組の方向を示す
- (3) 行政・学校・企業・団体・住民等に期待される役割を明らかにする



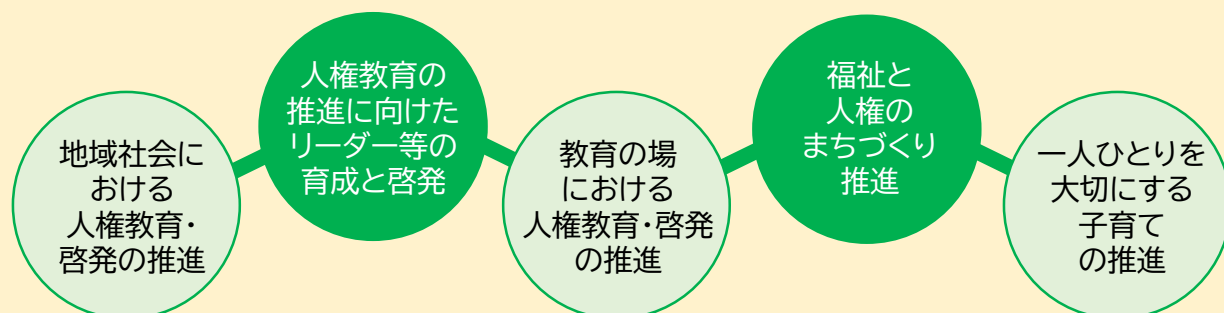
2. 計画の方針

人権を尊重し、一人ひとりの個性と
能力を発揮できるまちづくり

あらゆる場や機会で行われることとし、自らの尊厳の気づき、多様性を認め合う「共生の心」を持ち、そして物事を人権の視点で捉え、自分のこととして考え、行動することができる人権教育・啓発を行います。

3. 基本計画の柱

人権を尊重することは、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会を築くための基本的条件です。部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、よりよいまちづくりを行うため以下の5つの取組を進めます。



1. 人権が尊重される社会形成

町民に対して行った意識調査では、2016年に施行された、人権関連3法についての認知度が低いという結果とともに、熊本にゆかりの深い「水俣病」や「ハンセン病」をめぐる人権問題への理解不足をうかがわせる回答が多くありました。人権問題に関して正しく知ることは、他ならぬ自分自身の人権を守るために重要なことです。

すべての人の人権が尊重される人権確立の社会の実現ため、町の人権教育・啓発の基本方策を明確にし、「人権教育・啓発基本計画」に基づいて取組を推進します。

2. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

就学前教育

子どもたちが豊かな感情や思いやり、生命を大切にし、人権を大切にする心を育むことが必要です。

- 人権尊重の気持ちの育成
- 家庭・地域・小学校との連携
- 職員の人権問題の理解の推進
- 安心・安全な生活環境への取組

学校教育

児童生徒に対しては、その成長段階に応じて、人権尊重の意識を高めていく必要があります。感性や心を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において培うことが大切です。

- 学校・家庭・地域との連携による人権教育推進
- 教職員等の人材育成
- 学校間による情報交換
- 学習環境の整備
- 学校教育における情報化
- 人権教育の充実

家庭教育

家庭教育は、命を大切にする心や規範意識等、人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、全ての教育の出発点となります。他者に対する偏見を持たずに接する姿を、親が子どもに示すことが必要です。

- 家庭での教育支援
- 保護者等への情報提供・啓発
- 子どもと家庭の支援体制の向上



地域への啓発

地域が住民・家庭・行政等と一体となり、連携しながら総合的・継続的に取り組むことが重要です。研修内容・方法を工夫し、お互いが人権を尊重しあえるまちづくりを推進します。

- 広報誌を使った情報周知
- 大会・研修会への参加促進
- 人権のまちづくり懇談会の実施
- 人権啓発福祉センターの活用

企業への啓発

地球環境の保全、男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応等の果たすべき役割をはじめ、社員の人権意識の高揚を図ることが重要とされています。

- 企業への情報提供
- 企業連絡協議会等と連携した人権研修会の開催



3. 地域リーダー等の人権教育・啓発の推進

町職員等

- 職員研修の実施
- 課内学習・研修等の活性化
- 職員研修方法の工夫

教職員

- 効果的な研修支援
- 新規採用教職員への研修の実施

福祉医療関係者や区長 及び民生委員・児童委員

- 家庭高齢者、子ども、障がい者への配慮
- 研修会開催による人権意識の高揚



4. 人権教育・啓発の効果的推進

住民一人ひとりが自らの課題として捉えることができるように、身近な生活の中の課題等を通してプログラム（学習計画）を作成し、参加者の発言しやすい雰囲気の中での学習を心がけながら、人権教育・啓発を効果的に推進します。

【 主な取組 】

人材の
育成

学習資料
の作成

啓発内容
の充実と
啓発手法の
拡充

情報提供
の充実・
強化

相談体制
の充実

■ 計画の推進

「大津町人権対策推進協議会」を中心に、関係各課と**緊密な連携**のもとに、全庁的な取組を推進します。また、「第6次大津町振興総合計画」及び関係する町の個別計画との連携を図り、**効果的に施策を展開**します。

住民一人ひとりの人権を大切にする町として
「生まれて良かった」「暮らしていて良かった」「ずっと住み続けたい」
と思われる、ふるさとを誇れるまちづくりを目指しています。

1. 推進体制

町担当課のみならず、国及び県をはじめ、学校・企業・各種団体等様々な団体と連携を図り、人権教育を推進します。

2. 連携体制の強化

関係機関と情報の共有を図り、様々な視点から課題を整理し、町民の人権意識の高揚に努めます。

3. 国際化社会に向けて

住民一人ひとりが豊かな人権感覚で他文化への理解と共生の意識を持ち、お互いが認め合える社会をつくることが重要です。

4. 人権教育・啓発の機能の充実

講師の充実、人権啓発センターの充実、人権教育・啓発の充実を図ります。

具体的に！

(1) 講師の充実

時代の流れや現状の課題に即した講師の人材発掘と育成に努めます。

(2) 人権啓発福祉センターの充実



人権・同和問題のすみやかな解決を目指す「隣保館」と児童生徒が心身ともに健康で育つように活動を行う「児童館」を合わせた施設です。
福祉の向上、人権啓発の拠点となるよう事業の取組を推進します。

(3) 人権教育・啓発の充実

人権問題について、正しく理解・認識されるような啓発を進めるとともに、人権意識の高揚を図りながら、日常生活の中で、自らの態度や行動に表れるような啓発の充実が必要です。

■ 各人権問題について

部落差別 (同和問題)

課題

特定の個人や地域を差別や偏見に基づき誹謗中傷する、悪質な差別落書きが発見される等、未だに多くの課題を残しています。

教育・啓発の視点

- 部落差別解消推進法・県町条例の住民への周知の徹底
- 差別の現実から部落問題を正しく学び、基本的認識の深化
- 差別はする側の課題とした人権教育・啓発の推進

女性の 人権

課題

県や全国調査の結果と比べ「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱い」の割合がかなり高くなっており、意識改革につながる取組が必要です。

教育・啓発の視点

- 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消
- 仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)を図る社会環境づくり
- 若年層からのDV解消に関する教育の推進

子どもの 人権

課題

SNSの普及等、子どもを取り巻く環境も大きく変わり、他人への誹謗中傷や侮蔑、プライバシーの侵害、SNSいじめ等、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

教育・啓発の視点

- 子どもの人権を守り、地域ぐるみで子どもの育ちを支える気運の醸成
- 子育てや子どもの人権をテーマとしたメッセージ発信による、人権意識の高揚
- 児童虐待やいじめを防止・未然に防ぐための教育・啓発の推進

高齢者の 人権

課題

高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせる地域づくりや福祉サービスの質の向上及び被害者になる犯罪を未然に防ぐことが求められています。

教育・啓発の視点

- 高齢者が、健康で生きがいを持って暮らせる社会実現のための啓発
- 認知症に対する住民の正しい理解の促進
- 高齢者虐待を防止・未然に防ぐための啓発の推進

障がい者の 人権

課題

障がいの有無にかかわらず、誰もが生活しやすい環境にするためには、住民一人ひとりが障がいについての正しい理解と認識を深めることが必要です。

教育・啓発の視点

- 地域社会の一員である障がいのある人やその障がいについての正しい理解の促進
- 地域社会の中で、障がい者を支援し、ともに支え合う気運の醸成
- 障害者差別解消法の住民への周知の徹底

課題

国際的な人権教育の推進を図るとともに外国人等に対する差別意識の解消に向けた啓発活動を進めていく必要があります。

教育・啓発の視点

- 国際交流を通じ、多文化への正しい認識と多文化共生の地域づくりの推進
- ヘイトスピーチ解消法の住民への周知の徹底

課題

感染に係る偏見や誹謗・中傷はあってはならないことであり、今後は、感染者やその家族及び医療従事者等が安心して暮らすことができるよう、正しい知識等の普及等を進める必要があります

教育・啓発の視点

- 感染症に関する正しい知識と理解の促進
- 感染者やその家族に向けた偏見・差別の解消

課題

町民意識調査の結果では、「差別的な言動を行うこと」が34.0%となっています。今後も偏見や差別を解消するための啓発・情報発信が必要になります。

教育・啓発の視点

- 水俣病に関する正しい知識と理解の促進
- 若年層からの環境教育と併せた教育の推進

課題

差別的な情報の掲載、誹謗中傷、トラブルに巻き込まれることを防ぐためにもインターネットやSNSの利用者が正しい知識を持って、情報を見極め、また、利用するための教育・啓発を行う必要があります。

教育・啓発の視点

- 情報安全や情報モラルに対する関心を高め、情報リテラシーを身につける教育の推進
- インターネットにおける人権侵害防止に向けた啓発の推進

課題

性的少数者の人たちの多様な性のあり方を認め、全ての人々が自分らしく活躍できる町を目指して「パートナーシップ宣誓制度」を導入していますが、差別的な言動はなくなっていない。

教育・啓発の視点

- 性の多様性に関する正しい知識と理解の促進
- 性的マイノリティに向けた偏見・差別の解消

犯罪被害者等の人権

教育・啓発の視点

- 犯罪被害者等の現状理解の促進
- 被害者等の視点で支える環境づくりのための啓発

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

教育・啓発の視点

- 拉致問題に対する理解を深めるための教育
- 拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発

ハラスメント

教育・啓発の視点

- ハラスメントに関する理解を深めるための啓発の推進
- ハラスメント防止に向けた相談窓口の周知

アイヌの人々の人権

教育・啓発の視点

- アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発
- アイヌの人々に対する偏見・差別の解消

ホームレスの人権

教育・啓発の視点

- ホームレスに対する偏見・差別の解消
- ホームレスへの支援に関する知識・理解を深めるための啓発

刑を終えて出所した人等の人権

教育・啓発の視点

- 刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別の解消
- 刑を終えて出所した人の支援に対する理解の促進

災害と人権

教育・啓発の視点

- 平時における避難支援や避難所運営に関する計画やマニュアルの作成の促進
- 災害時における人権への配慮に関する理解を深めるための啓発

人権に関する相談先・連絡先

人権全般に関すること

人権推進課	096(293)0863
人権啓発福祉センター(隣保館)	096(293)7920
みんなの人権110番(法務局)	0570(003)110

障がい者の人権に関すること

福祉課 障がい福祉係	096(293)3510
---------------	--------------

虐待など子どもの人権に関すること

子育て支援課 子育て支援係	096(293)5981
子どもの人権110番(法務局)	0120(007)110

DVなど女性の人権に関すること

人権推進課 男女共同参画推進係	096(293)0863
女性の人権 ホットライン	0570(070)810